平成２５年（再イ）第２号

青森県三沢市美野原３丁目17番地２号

再生債務者　吉田志都子

1　決議に付する再生計画案　平成25年10月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月25日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月25日まで

平成25年10月24日

青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第２７号

愛媛県松山市新浜町1118番地８

再生債務者　西川　　好

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年11月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年10月24日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２３５号

東京都武蔵野市中町２―19―４―101濱野方、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺本町２―32―７

再生債務者　櫻井美智子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年10月22日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第５０号

山口県周南市大字呼坂1006番地の227

再生債務者　上田　雅弘

1　決議に付する変更再生計画案　平成25年10月18日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成25年11月19日まで

平成25年10月22日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第８号

千葉県市川市大洲３丁目13番４号

再生債務者　橋本　　康（旧姓鈴木）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月７日まで

平成25年10月23日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第３号

千葉県茂原市高師2069番地25

再生債務者　池端　広樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月７日まで

平成25年10月24日

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号

群馬県桐生市菱町３丁目1253番地

再生債務者　塩谷キミ子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月14日まで

平成25年10月24日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（再ロ）第２号

愛媛県西条市楠甲349番地６

再生債務者　村上　　愛（旧姓小川・三原）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月14日まで

平成25年10月24日　松山地方裁判所西条支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００４１号

神奈川県川崎市高津区久本３―14―１―2404

再生債務者　永迫　昌江

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月22日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００３１号

東京都江東区北砂７―７―10―1006

再生債務者　横塚　英治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月22日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号

青森市古川３丁目１番１号

再生債務者　岩橋　雅春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年10月24日

青森地方裁判所民事部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年 11 月１日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

難波　恵子（旧姓原田）、埼玉県、埼玉県教育委員会

⑴　小学校教諭一級普通免許状

⑵　中学校教諭二級普通免許状（数学）

2　失効年月日　平成25年10月24日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

吸収合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月二十四日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十一月一日

山形県村山市大字富並字百森四八九番地一〇

（甲）株式会社アシスト

代表取締役　青池　　仁

新潟県新潟市東区江南二丁目一番二号

（乙）有限会社北陸企画開発

取締役　青池　　仁

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十七日

掲載頁　七十四頁（号外第一二六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十七日

掲載頁　七十四頁（号外第一二六号）

平成二十五年十一月一日

東京都豊島区高田三丁目一二番五号

（甲）綜研化学株式会社

代表取締役　逢坂　紀行

東京都豊島区高田三丁目一二番五号

（乙）狭山綜研株式会社

代表取締役　平川　公範

東京都豊島区高田三丁目一二番五号

（丙）浜岡綜研株式会社

代表取締役　坂本　隆弘